

平成27年(ワ)第8708号, 第8709号

貸衣装契約解約金条項使用差止請求事件

原告 特定非営利法人消費者支援機構関西

被告 株式会社V e a U, 富久屋マネージメント株式会社

意見陳述書

大阪地方裁判所

第4民事部合議係 御 中

2015年10月30日

原告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

理事長

榎

彰

徳

記

- 1 私たち原告・消費者支援機構関西（通称、「KC's」）は、2005年に設立され、事業者に対する契約条項・約款の改善や不当勧誘行為の抑止等の申入れ活動等に取り組む、さらに2007年8月、消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定を受け、以後、消費者団体訴訟制度を積極的に活用してまいりました。
- 2 本件訴訟は、消費者契約法に基づく事業者の契約条項の使用の差止めを求める訴訟です。被告らの契約書には、消費者が被告らとの貸衣装契約を解約する際支払う解約料に関する条項があり、原告は、この契約条項が、消費者契約法第9条第1号に違反して不当に高額な解約料を支払わせる内容となっているものであるとして、この契約条項の使用の差止めを求めるものです。
- 3 原告が問題とする被告らの契約条項は、被告らと消費者との間で締結されるウェディング用衣装のレンタル契約（以下「貸衣装契約」といいます）について、契約日から挙式日30日前までの間に、消費者の都合により契約を解約する場合、一律に消費者から契約金額の30%の割合による解約料を支払うものと定めています。
- 4 原告は、被告らに対し、この契約条項は、契約日から挙式日30日前までの間に

なされた解約申し入れについて、解約日から挙式日までの期間を全く考慮せず、一律に同額の「取り消し料」を支払わせるものであり、また契約締結から間もない時期に解約申し入れした場合も30%の解約料を支払わせることは「消費者側の利益を不当に害する可能性がある」として、再三にわたり問い合わせあるいは申し入れを行ってきました。

5 ところが、原告からの問い合わせや申し入れに対し、被告・株式会社V e a Uからは、2013年5月に「契約書条項を改訂する予定である」旨の返答はあったものの、同社が示した解約料についての契約条項の改定案は消費者利益の擁護の観点から見て、極めて不十分でした。

6 その後、同年10月には、原告は、被告らに対して、書面にて、株式会社V e a Uから提示のあった解約手数料の改定案について、①契約日から8日以内の解約の場合には、解約手数料を不要とすること、②契約日から使用の91日前までの解約の場合には、解約手数料は不要とすることの2点を改訂内容に加えるように要請し、さらに、被告らが現在使用している貸衣装契約の条項の開示、この条項等が記載されている契約書・領収書の使用を中止すること、等を求めておりました。

しかしながら、これらの点についても、被告らからは何の回答もありませんでした。

このように、原告からの最初の間合せ時期から既に4年が経過しているにもかかわらず、被告らは、原告からの再三の間合せや申し入れ・要請に対しても十分な回答を行わないだけでなく、原告が使用の差止めを求めていた契約書のキャンセル条項を改定しないまま、未だに消費者との契約に際して使用しているなど、極めて不誠実なものでした。

7 裁判所におかれましては、消費者契約法の立法趣旨に照らし、今後同様の消費者の被害の発生及び拡大の防止のため、ご理解いただき適切な対応をお願いいたします。

以 上